全農薬通報

No. 3 1 9

令和元年6月28日

目 次

◎主な行事予定

- 全国農薬協同組合
- 関係団体

◎組合からのお知らせ

・関係団体の総会等の動き

◎行政からのお知らせ

- 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について (平成 29 年度)
- 令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

◎全農薬ひろば

キキョウ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル 電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

http://www.znouyaku.or.jp E-mail: info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な**行事予定**

「全国農薬協同組合」

7月11日(木)	13:00~16:30	農薬シンポジウム in 和歌山(和歌山県)
7月18日(木)	11:00~16:30	第 46 回安全協常任幹事会 • 情報交換会
7月19日(金)	13:00~16:00	臨時執行部会
7月23日(火)	13:00~16:30	農薬シンポジウム in 三重 (三重県)
9月19日(木)	11:00~14:00	第33回執行部協議会
	14:00~15:00	各委員会
	15:00~17:00	第 291 回理事会
10月1日(月)~5日(金)		第93回植物防疫研修会((一社)日植防会議室)
10月24日(木)10:30~12:30		監査会
10月23日(水)~25日(金)		第7回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
11月12日(火)15:30~17:00		第 292 回理事会
11 月 13 日(水)10:30~19:30		第54回通常総会・第42回全国集会・情報交換会
12月10日(火) 15:00~17:00		第293回理事会
12月11日(水	()11:00~12:00	全農薬受発注システム利用メーカー協議会
		第 10 回総会

「植物防疫団体関係」

7月17日(水) 14:30~ 第116回植物防疫団体総務連絡会

場所:一般財団法人 残留農薬研究所



組合からのお知らせ

1. 農薬工業会講演会

日時: 令和元年5月15日(水) 16:30~17:30

場所:鉄鋼会館7階会議室

講師:千葉大学名誉教授 野波健蔵 先生

講演テーマ:「ドローン産業の現状及び農業用ドローンの課題」

参加者:120名

○講演内容

1. ドローン産業の成長分析

2. 農業用ドローンの現状と課題

3. 落ちない・落ちても安全なドローンへ

4. 課題と展望





講演する野波健蔵先生

会場の様子

農林水産業分野での社会実装の現状



ドローンについて、農薬散布が 一番進んでいる。その他の分野は 開発実証段階にある。今後のドロ ーン開発について、これまでの飛 行は小脳での飛行、これからのド ローンは「自ら考え判断する」大脳 型ドローンになっていく。そのた めの一番の課題は、「ソフトウエア エンジニアリング人材」の確保が 重要となるが、日本にはそうした

人材が少ないのが課題だと講演された。

2. 第88回農薬工業会通常総会・懇親会

〇農薬工業会人事(5月15日)

農薬工業会(東京都中央区)は15日、東京都内茅場町の鉄鋼会館で第88回通常総会を 開催し役員改選を行い、新会長にクミアイ化学工業の小池好智氏が選出された。詳細は以下 の通り。

会 長 小池好智 クミアイ化学工業株式会社 代表取締役社長

副会長 本田 卓 日産化学株式会社 取締役常務執行役員

副会長 辻川立史 日本曹達株式会社 取締役常務執行役員

副会長 的場 稔 シンジェンタジャパン株式会社 代表取締役社長

専務理事 阪本 剛 農薬工業会

各委員会委員長

運営委員会委員長 中島正成 クミアイ化学工業株式会社

技術委員会委員長 原 正樹 住友化学株式会社

広報委員会委員長 柴田俊浩 北興化学工業株式会社

安全対策委員会委員長 白岩 豊 日本農薬株式会社 国際委員会委員長 村橋一彦 日本曹達株式会社

農薬工業会新役員(左から阪本専務、本田副会長、小池会長、辻川副会長、的場副会長)



〇農薬工業会小池会長開会の挨拶

この度、西本前会長の後を受けて、会長の選任をいただきましたクミアイ化学工業の小池でございます。

ご来賓の皆様、会員の皆様には大変お忙しい中、農薬工業会総会の懇親会にご出席を賜り誠にありがとうございます。常日頃から、関係行政機関及び関係団体の皆様方からは当会活動に関し、ご指導、ご支援を賜り、また会員各社からは多大なるご協力をいただいていることに、高い席からではございますが厚く御礼申し上げます。

先ほど、第88回通常総会が無事終了いたしました。また、日本ドローンコンソーシア



ムの野波先生には、農業分野で急速な普及が期待されておりますドローンの利活用について示唆に富んだご講演をいただき、改めてお礼申し上げます。本日の通常総会において、2018年度事業報告・決算並びに2019年度事業計画・予算が承認され、加えて役員の選任が行われました。ここで、新執行体制をご紹介申し上げたいと存じます。冒頭申し上げましたように会長には私、小池が、副会長には、日産化学の本田さん、日本曹達の辻川さん、シンジェンタジャパンの的場さんに新たに就任いただくことになりました。専務理事の阪本さんは留任致します。各委員会委員長として、技術委員長は住友化学の原さん、安全対策委員長

は日本農薬の白岩さんに留任いただき、新たに広報委員長は北興化学工業の柴田さん、国際委員長は日本曹達の村橋さん、運営委員長にはクミアイ化学工業の中島が就任いたします。この新執行部が一丸となり、2019年度の事業計画を力強く推進してまいりたいと考えております。皆様方には、これまで同様のご支援とご協力、宜しくお願い申し上げます。

また、退任されます西本前会長には副会長から通算 6 年間お努めいただき、多大なご貢献を賜りましたことに対し、会員を代表し厚くお礼申し上げます。また、同じく退任されます谷前副会長、栗田前副会長、貫前運営委員長、加藤前広報委員長、横山前国際委員長にも、ご尽力に感謝申し上げます。

さて、2019年度の事業につきましては、農薬工業会基本方針に基づき、重点事業課題として、①持続可能な開発目標(SDGs)と関連づけた「JCPA VISION 2025」ビジョン活動の推進、②農薬取締法等農薬規制に関する諸課題への的確な対応、③安全・広報活動の戦略的推進、④スチュワードシップ活動の向上並びにコンプライアンスの確保、⑤農薬業界のグローバル化に呼応した活動推進の5項目を掲げ、「JCPA VISION 2025」活動の継続的強化を通して、日本及び世界の農業の発展に寄与するべく、さまざまな課題に対して農薬工業会の意見等を積極的に発信していく方針でございます。

世界的には人口の増加が続き、2050 年には 98 億人に達する見込みです。 しかし、世界の耕地面積は、ここ数十年殆ど増加しておらず、優良な種子の開発、かんがい 設備の充実、肥料・農薬等の適切な使用により、単位面積当たりの収量を上げて食料供給を 支えてきています。一方、日本では、人口減少や高齢化が進行する中、食料の国内需要は減 少が進んでいます。国内農業の持続的発展に向けては、国内需要だけを念頭においた農業生 産から、世界需要も視野に入れた農業生産への移行が鍵とされています。そのため、ドロー ンの利活用を始めとしたスマート農業などの新技術導入による総合的な農業生産コストの 低減への期待が高まってきています。それらに対応し、現場ニーズに応えた農薬あるいは散布技術を提供することは、当業界の重要な使命の一つと考えております。これらの新技術により労務費の削減や、農産物の付加価値向上を実現することで、市場の拡大とともに農家の収入が増えることを目指してまいります。

さて、農薬行政に目を転じますと、農薬取締法の一部を改正する法律が昨年 12 月に施行され、第 1 弾として再評価制度が 2021 年 4 月から始まることとなりました。また、登録時の農薬使用者及び生活環境動植物等に対する影響評価の充実等は第 2 弾施行として 2020 年 4 月に開始されます。農薬工業会といたしましては、農薬の安全性を一層確保することを前提に、防除に有効な農薬の登録が維持され農家に適切に提供されるよう、関係府省と引き続き意見交換を進めていく所存です。さらに、会員各社が今後も研究開発に投資を行い、高品質な農薬を安定して提供し続けることにより、総合的に農業生産コストを低減することに取り組んでまいります。

最後になりますが、引き続き農薬工業会と会員各社は農薬の安全性への信頼を高め、安全かつ持続的な農産物の生産に資することを通じて社会への貢献を図ってまいります。当会の活動推進のため、皆様方の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

来賓挨拶

農林水産省消費・安全局 新井ゆたか局長



多くの皆様とお会いするのは初めてでございますが、農薬関係については皆様の知見をお借りしながらやっていきたいと思っております。 さて、小池新会長のご挨拶にもありました通り、農薬取締法が昨年改正され、これから本格的に施行に入って参ります。そのなかで再評価制度とか、色々なデーター要求とか、農薬取締法も世界標準に近づいていくと理解していただきたいと思っております。農薬取締法の改正については、皆様方から多大なご協力を頂き、ようやく結果に結びついたと聞いております。これから、これを施行していく中で、皆様の協力を得ながら、しっかりとした農薬取締法にしていきたいと考えております。 私の前職は食料産業局であり、輸出関係の仕事を多くや

っていました。その時、気づきましたことは、残留農薬の基準が日本と海外で非常に違うと

いうことです。それがネックになって輸出できないもの、あるいは海外で農薬が登録されていないことで輸出できないものが、非常に多いということであります。そういう中で、海外では、特にお茶などは、海外にない農薬の残留基準を取るというところから始めており、おそらくいろんな形でのデーター共有という点で、皆様にご協力頂きたいと思っております。様々な自然風土、作物の育て方というのが違うと、それぞれに適した農薬が必要ということは理解されるところではございますが、最終製品になった時にはなかなかそれが見えてこない。農薬についても、実際、食べ方、食べる物という視点から見る、私はそういう方から入っていますので、少し皆様と違った視点で農薬の今後の展開を考えていきたいと思っております。そういうなかで、農薬を使っていくということは、農業の生産性を向上し、労力を削減、更に品質を向上させていくという点で、大きな利点があることは事実であります。その利点をどうやって消費者に理解していただくのかを、併せてやっていかないと、これからなかなか難しいのではと思っています。

それから、先程ご講演があたったようでございますが、農薬の使い方もこれから変わって 参ります。そうした使い方に即した農薬を開発していただくという点も、皆様方に期待して いる点でございます。

本日、通常総会が滞りなく行われ、新会長が就任されたと聞いております。令和の時代、新しい時代に日本発の農薬が世界に羽ばたいていく、世界の人口が増えるなかで農業生産を支えていく業界としてこれからも一層のご発展をしていただきたい。と考えているところでございます。今日は、お呼びいただきましてありがとうございます。これから、まさに皆様と新しい時代の農薬の世界、日本初・世界標準という形で作っていこうと思っておりますので、更に一層のご協力を賜りたいと思っているところでございます。これから色々な形で日本の産業の発展があると思っております。農業の世界も日本では人口が減少しておりますけれども、日本の農産物が形となって世界に出ていくということも時代とともに益々増えていくと思います。そういうなかで、色々な視点から行政を見直して行きたいと思っているところでございます。

皆様とお会いできたことを大変幸せに思っておりまして、今後も、色々な点でご指導いた だければと思っております。

小池会長



来賓 新井局長



乾杯本田副会長 中締め辻川副会長





2. 一般社団法人 日本植物防疫協会第8回総会・懇親会

日時:令和元年6月14日(金)、午後3時~午後4時45分

場所:ホテル ラングウッド2階

議事: 第1号議案 平成30年度事業報告及び収支予算に関する件 第2号議案 役員改選に関する件 第3号議案 役員報酬に関する件 第4号議案 会費に関する件 第5号議案 その他

出席者:大森理事長、宇野理事、事務局(宮坂技術顧問)

(一社) 日本植物防疫協会総会 藤田俊一理事長挨拶



会員の皆様をはじめご来賓の皆様に おかれましては、大変ご多忙にもかかわらず、当協会の第8回総会にご参集賜り、 誠に有り難うございます。総会の開会に 当たり、協会執行部を代表し、一言ご挨 拶申し上げます。

何よりもまず、本年1月7日に上路雅 子前理事長が急逝され、皆様には大変な ご心配をおかけ致しました。春には職務

復帰されることを確信しておりましただけに、私どもにとりましても想定外の大変なショックな出来事でありました。 3月のお別れの会には全国から大変多くの皆様がかけつけて下さり、ご逝去を惜しむたくさんの声を聞くにつけ、失ったものの大きさを改めてかみしめているところです。前理事長ご逝去のあと、法人活動がしばし停滞していまいましたため、やむを得ず私が代表理事をつとめさせていただくこととなりましたが、何とか無事に本日の総会を迎えることができました。これもひとえに会員の皆様の温かいご支援の賜と、感謝申し上げる次第です。

本日の総会では、平成30年度の事業と決算についてお諮りすることのほか、定款の一部 改正についてもお諮りする予定です。7年前に常勤理事4人体制でスタートした新法人で したが、この半年間は2人まで減った中でかろうじて切り盛りしている現状にあります。

新たな定款のもとで、一刻も早く安定的な執行体制に立て直していけるよう、皆様のご理解を賜りたくお願いする次第です。

さて、植物防疫を取り巻くここ数年の情勢の変化にはめまぐるしいものがあります。まったなしとなってきた農業の担い手の確保、TPPを契機とした農業の競争力強化、といった農業施策の下で、生産資材費の低減、スマート農業の推進といった新しい取り組みが矢継ぎ早にすすめられ、植物防疫の推進方向にも大きな影響を及ぼしつつあります。また、国際水準に合せたとされる新たな農薬登録制度への転換は、農薬の一層の安全性確保に資する反面、防除に必要な農薬を継続的に確保していくうえでの不安要因になりはじめています。

こうした動きは、当協会の事業活動にも少なからず影響を及ぼしていくに違いありませ

ん。このような認識のもと、2019 年度の事業計画においては、幾つかの事業について将来 ビジョンの検討に着手していくことを明記したところです。また、ここ数年間の当協会シン ポジウムでご紹介してきたこれら新しい動きを「その後どうなっているのか」しっかりとフ ォローしていく必要があることから、本年9月のシンポジウムで引き続き最新の動きをご 紹介していくこととしたところです。

協会としては、大きく変貌する諸情勢にあって、植物防疫が的確に推進されていくために必要な活動とは何かをしっかりと見極め、できることを着実に推進していこうと考えています。そのためには、スクラップ&ビルドを恐れず、スピード感をもって取り組んでいくことが肝要です。本日の総会を経て発足することとなる新体制のもとで、新しい時代にふさわしい事業活動を展開してまいる所存です。

引き続き、会員をはじめ関係機関の皆様のご指導ご鞭捷をお願いし、開会の挨拶とします。

【来賓挨拶】

〇農林水産省消費•安全局植物防疫課 松岡謙二課長挨拶概要



本日の総会の開催にあたり、一言ご挨拶させていただきます。また、この場をお借りしまして、先日ご逝去された上路さまのご生前のご功績を偲びつつ、心よりご冥福をお祈りいたします。

本日お集りの皆様におかれましては、日頃より植物防疫行政にご理解と、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。早速ですが、昨今の植物防疫行政についてお話したいと思います。

まず、昨年の病害虫の発生動向として、青森県等で、黒星病が多発し問題となりました。このため、農水省としても、委託事業や緊急対応研究において、防除体系の確立や有効な栽培管理技術の検証などに取り組んできたところです。

一方、南では鹿児島県等で、かんしょの地上部の立枯や地下部の腐敗による被害が発生し、こちらについても、病原体の同定、発生抑制対策の提示等に向けた緊急研究に取り組んだところです。さらに、国内での発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウのような重要病害虫に対しては、早期に根絶できるよう引き続き緊急防除を実施しております。

次に、無人マルチローター、ドローンによる空中散布ですが、現在、政府では小型無人機による「空の産業革命」に向けて、2022年度には有人地帯での目視外飛行(レベル4)を実現するとして、関係府省・民間との連携により必要となる技術開発と環境整備を進めているところです。ドローンによる農薬散布にあっては、平成28年から現場導入されており、

急速に現場導入が進み、3年目の平成30年には約2万7千ヘクタールで農薬散布が行われています。

一方、規制改革推進会議では、農業用ドローンの利活用拡大に向けて各種規制の見直しに ついて議論が行われ、既に規制改革の答申に示されているところです。

当省としては、規制改革会議での議論を踏まえ、今後、農水省通知の技術指導指針を廃止し、新たに、農薬の安全使用に特化した「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」を策定することとしております。現在、6月7日までの間で、パブリックコメントが終了し、本年7月の施行に向けて手続きを実施しているところです。

農林水産業現場からは様々な課題を解決する最先端技術としてドローンへの期待が高まっていますので、農林水産省としても政府全体の動きに遅れることのないよう、引き続き新たな技術を取り入れてまいりたいと考えております。一方、農薬の安全使用については、これが片手落ちになることのないよう、引き続き利用者への指導を行ってまいりたいと考えております。

他方、輸入検疫についてですが、政府全体として、訪日外国人旅行者数の増加に対応する ため、各空港や港湾における植物検疫体制の強化を進めているところです。これからの東京 オリンピック・パラリンピック開催等をひかえ、旅行者数の増加が見込まれることから、よ り円滑な植物検疫手続きの実施と海外からの病害虫の侵入防止に万全を期すことが求められております。

輸入検疫では、昨年10月から、旅行者が手荷物で持ち込む植物に対して植物検疫証明書の添付を厳格に求めることとしたところであり、貨物で輸入される植物に対する植物検疫証明書の添付についても現在、検討を進めております。また、植物検疫制度の見直しにも段階的に取り組んでおり、今般、「検疫有害動植物の指定」や「輸入の禁止の対象とする地域及び植物」等の見直しに係る新たな制度改正のため、本年4月に公聴会及びパブリックコメントを行い、6月中の官報公示を予定しているところです。農林水産省としては、引き続き、植物検疫の実施に必要な人員や予算を確保していくとともに、現行の植物検疫制度の見直しにも取り組み、より一層的確で効率的な植物検疫体制を構築していくこととしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします

昨年末の国連総会決議により、来年2020年は国際植物防疫年(International Year of Plant Health 2020)と定められました。国際植物防疫年は植物病害虫の新たな地域へのまん延防止の重要性に関する意識向上を目的としています。当省としても、植物防疫の重要性について認知度向上につながるよう、貴協会の関係者の皆様とも連携し、周知活動に取り組んでいきたい考えです。

最後になりますが、皆様方におかれましては、今後も引き続き、植物防疫行政へのご理解 とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

〇生研機構農研機構中央農業研究センター 後藤千枝研究領域長 挨拶概要



本日は、第8回総会開催にお招きいただき誠にありがとうございます。農研機構中央農業研究センターの後藤です。総会開催にあたり、病害虫の研究開発分野からご挨拶を申し上げます。 第8回総会の開催にお祝いを申し上げます。日本植物防疫協会の皆様には、日頃より、研究開発へのご支援・ご協力をいただき誠にありがとうございます。農研機構は、昨年初めて民間企業出身である久間理事長を迎え、「農業を強い産業にするための

科学技術イノベーションの創出」をミッションとする研究開発機関として新たな一歩を踏み出しました。昨年秋には農業情報研究センターが新たに設置され、農業の研究開発においても人工知能や情報通信技術を徹底的に活用し、新たな技術の創出とその速やかな実用化に取り組んでまいります。

現在私は、農研機構の環境保全型農業の大課題のプロジェクトリーダーを務めており、リ ーダーは自ら広報活動にも注力することとなっております。この場を借りまして、最近の研 究成果のご紹介をさせていただきます。昨年度は内閣府の大型プロジェクトである SIP 次 世代農林水産業創造技術で実施していた「新たな植物保護技術の開発」の課題と、農林水産 省の委託プロジェクトである「薬剤抵抗性管理」の課題が終了しました。いずれも農研機構 を代表機関とする5年間のプロジェクトであり、都道府県の研究機関、大学、企業との連携 によって実施してまいりました。SIP では、トマトとイチゴに重点を置いて病害虫防除体系 の構築に取り組み、トマトでは天敵利用を主軸とした地上部病害虫管理と新規資材を用い た還元消毒による土壌病害と線虫害管理のそれぞれの体系化を、イチゴでは紫外線照射に よる抵抗性誘導とハダニ類の殺虫機能を反射資材によって強化し、それらに新たな複数の 技術を組み合わせる体系を開発し、マニュアルを作成しました。「薬剤抵抗性管理」では、 主要害虫の薬剤感受性検定法、遺伝子診断による抵抗性検定法、リスクレベルに応じた対策 技術を開発し、成果を取りまとめて、農業害虫の薬剤抵抗性対策のための技術指導者向け手 引き書として、薬剤抵抗性農業害虫管理のためのガイドライン案を作成しました。 SIP のマ ニュアル、抵抗性管理のガイドライン案はいずれも農研機構のウエブサイトで公開してお りますので、ぜひご活用をいただけますようお願いします。

SIP では、急逝されました日本植物防疫協会前理事長の上路様に評議委員会委員としてご指導、ご支援をいただきました。私個人も30年余に渡り、上路様に大変お世話になりました。この場をお借りして、お礼を申し上げるとともに、ご冥福をお祈りいたします。新たプロジェクトとしては、人工知能を利用した病害虫診断技術の開発にも取り組んでおります。画像認識の技術は急速な発展を遂げており、これを農業技術の開発に取り入れていくことは今後の大きな課題です。農研機構は、農林水産省、企業、都道府県の研究機関、普

及機関の皆様とともに、これからの農業の発展に向け技術開発に取り組んでまいります。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

日本植物防疫協会のますますのご発展をお祈りするとともに、試験研究分野への一層のご支援をお願いし、私からのご挨拶とさせていただきます。

※SIP(戦略的イノベーション創造プログラム):総合科学技術・イノベーション会議が府省・分野の枠を超えて自ら予算配分して、基礎研究から出口(実用化・事業化)までを見据えた取組を推進。

(参考:農研機構研究成果概要)

※以下のアドレスから入手してください

化学合成殺虫剤を半減する新たなトマト地上部病害虫防除体系マニュアル

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity report/publication/pamphlet/tech-pamph/129995.html 新規土壌還元消毒を主体とした トマト地下部病害虫防除体系 マニュアル

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/130490.html 紫外光照射を基幹とした イチゴの病害虫防除マニュアル

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity report/publication/pamphlet/tech-pamph/130266.html 薬剤抵抗性農業害虫管理のためのガイドライン案(2019 年 3 月 20 日版)

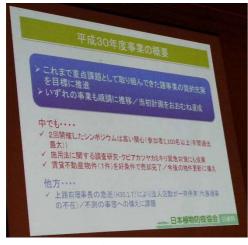
http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/121745.html

【総会議事内容】

定款の規定に基づき、藤田理事長が議長となり、藤田理事長及び内久根理事の両氏から 提出議案の説明が行われた。提出議案と議決結果は次のとおり。

第1号議案

平成30年度事業報告及び収支決算に関する件



事業報告について、実施事業、試験研究事業、出版情報事業及び不動産賃貸事業等への取り組みの報告及び2019年度事業計画のポイント並びに収支決算についての説明が行われた後、岡田監事から監査報告がなされ、当議案は原案どおり異議なく承認された。以下事業項目1.植物防疫資材に関する試験研究の受託実施2.登録の少ない農作物に対する農薬登録の促進3.植物防疫に関する研修会及び講演会等の開催5.植物防疫に関する歴史的な史料の

展示 6.植物防疫に関する印刷物の発行 7.植物防疫に関する諸情報の収集及び提供 8.植物

防疫関連資材の提供 9.植物防疫に関する国内外の関係機関との連携 10.不動産の賃貸に関する事業 11.会員への情報提供及び親睦 12.会務に関する事項。

第2号議案 定款変更に関する件 、定款第5章(役員に係る変更)、定款第3章(会員に係る変更において、名誉会員を廃止する)、その他関連条項の用語等の修正。

第3号議案

任期途中にある宇野理事及び西本理事から本総会終結をもって退任の申し出があったことから、新たな理事 2 名の補欠選任を諮る。

新任理事候補者

大森 茂(全国農薬協同組合 理事長)

小池好智(農薬工業会 会長)

説明後、原案どおり異議なく承認された。

第4号議案 役員報酬に関する件

説明後、原案どおり異議なく承認された。

第5号議案 会費に関する件

説明後、原案どおり異議なく承認された。

第6号議案 その他

質疑なし

なお、総会終了後、新役員による理事会が開催され、次のとおり理事長、専務理事、常務 理事が選定された。

- 〇 理事長 早川泰弘
- 〇 専務理事 藤田俊一
- 〇 常務理事 内久根 毅

【総会議事概要】

定款の規定に基づき、藤田理事長が議長となり、藤田理事長及び内久根理事の両氏から 提出議案の説明が行われた。提出議案と議決結果は次のとおり。 第1号議案 平成 30 年 度事業報告及び収支決算に関する件 事業報告について、実施事業、試験研究事業、出版 情報事業及び不動産賃貸事業等 への取り組みの報告及び 2019 年度事業計画のポイント並 びに収支決算についての説明 が行われた後、岡田監事から監査報告がなされ、当議案は 原案どおり異議なく承認さ れた。 以下事業項目 1.植物防疫資材に関する試験研究の受託 実施 2.登録の少ない農作物に対する農薬登録の促進 3.植物防疫に関する調査研究の実施 4.植物防疫に関する研修会及び講演会等の開催 5.植物防疫に関する歴史的な史料の展示 6.植物防疫に関する印刷物の発行 7.植物防疫に関する諸情報の収集及び提供 8.植物防疫 関連資材の提供 9.植物防疫に関する国内外の関係機関との連携 10.不動産の賃貸に関する 事業 11.会員への情報提供及び親睦 12.会務に関する事項 なお、収支・財産の状況につい ては後述のとおり。



第2号議案 役員改選に関する件、本年1月の前理事長の急逝に伴って 代表理事が欠けた状態が生じたことにより、法人業務の一時停滞を招い た。このため、代表理事を複数名おくことができるよう定款の一部を変 更するとともに、代表理事及び業務執行理事に係る職務と権限を定款に 定め、緊急時においても円滑に業務が執行できる体制を確保する。

また、定款に定める会員種別のうち「名誉会員」については、旧法人の規程を引き継いだものであるが、旧法人時代を含めてこれまで該当事例がない。今後も合理的な選考基準の策定は困難と考えられ、議決権を有する正会員としての身分継続を優先すべきであることを踏まえれば、将来においても運用困難と判断せざるを得ないことからこれを廃止する。とした。



3. 農薬工業会の「農薬危害防止に関する講演会」

日時:6月12日(水)13:30~17:00

場所:日本教育会館707号室 参加者:伊藤参事、宮坂技術顧問

概要



び関係団体から約100名が参加した。

農薬工業会6月12日、都内千代田区の日本教育会館707号室で、農薬危害の防止に関する講演会を開催した。今回のテーマは「農薬暴露に関わる最新事情/農取法改正を受けて」で、農水省が6月1日から8月31日まで行っている「農薬危害防止運動」に連動した事業として開催したもので、農薬工業会会員及

開会に当たり農薬工業会の阪本 剛専務理事が挨拶に立ち、「農薬は食糧生産に不可欠な生産資材だが、使用方法を誤ると人畜や環境に危害を及ぼす可能性がある。人畜・環境に配慮した使用・保管・管理、適正な販売を推進することが農薬危害防止運動の目的。今回の講演会が農薬危害防止運動の意義を周囲に伝える機会となれば幸いです」と挨拶された。 講演会は、農薬の危害防止について、ミツバチを用いた各種の農薬影響評価試験の有用性について、農薬のドリフト低減に配慮した散布技術の順で講演された。

○農薬の危害防止について



(農水省農産安全管理課農薬対策室雨宮崇課長補佐)。 2017年度の農薬中毒事故は21件、38人発生しており、 その多くが誤飲誤食や装備不十分が原因となっている。

事故の防止に向けては適正な使用や防護装備の着用、飛散防止対策、周辺住民への配慮など使用前・使用時の注意と適切な保管管理・廃棄など常、日頃からの取扱に注意する必要がある。農水省としても、事故事例を詳細に把握し適切な対策を更に推進していく。晨薬事故や残留基準超過等を防ぐためには再発防止のための原因究明、原因究明に基づいた適切

な指導、情報共有が必要となる。原因といっても例えば、単に「ラベルを読まなかった」 だけでなく、「何故ラベルを読まなかったのか」を把握することが事故防止に繋がる。

○ミツバチを用いた各種の農薬影響評価試験の有用性。

(玉川大学ミツバチ科学研究センター中村純教授)



ミツバチと農薬はいずれも農業上の資材として農地で利用されており、ミツバチが利用する資源、花も農地にある。これはすなわち両者に接点があるということ。危害防止には両者の接点を断つ必要がある。 このため、農薬との接点を防ぐ目的で水田畦畔とは別のところに「花畑」を作って試験を実施。花畑がある時は花畑に多くのミツバチが訪花していたが、花畑をなくした場合、畦畔雑草への訪花が増加した。何らかの資源を用意すれば農薬暴露を減らせるのではないか。

米国ではミツバチの損失に繋がる要因について養蜂家

にアンケート調査を行った結果、農薬は9番目であり、多くが栄養不足と答えた。また、1980年代ごろから農地の周辺の土地を環境保全用に使う場合政府が支援する施策を展開。 その結果、2019年現在900万 ha にも広がっている。その成果として、今年発表された論文では、保全地がある場合、ミツバチの栄養状態が大幅に改善したとしている。

〇「農薬のドリフト低減に配慮した散布技術」

(農研機構果樹茶業研究部門茶業研究領域製茶・土壌肥料ユニツト水上智道研究員)

散布時にドリフトが発生する要因として、①散布粒子径②風速・風量③対象作物までの 距離④散布量の4点があり、それぞれの要因を解消する技術を開発している。



①の散布粒子径については、粒径が小さいほどドリフトしかすい。その対策として、ドリフト低減型ノズルを開発した。②の風速については風速が大きい、風量が多いほどドリフトしやすい。このため、遮風板を装備したSS用のドリフト低減装置を開発した。③の対象までの距離については、散布距離が遠いほどドリフトしやすい。対策として、棚栽培用の防除機を開発。これは農薬を散布するノズ

ル管を棚面に合わせて持ち上げ近接して散布できるようにしたもの。また、ブームスプレーヤのブーム振動制御装置も開発。

4. 第117回(一社)農林水産航空協会総会

日 時:6月13日14:00~

場 所:都市センターホテル会議室

出席者:伊藤参事

齋藤武司会長 挨拶



本日、皆様におかれましては、大変お忙しいところ一般社団法人農林水産航空協会第 117 回総会にご出席いただき厚くお礼申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から農林水産航空事業の円滑な推進にご協力をいただき、この場を借りて重ねてお礼申し上げます。

本年も、農林航空事業の時期に入り、有人へリコプターによる防除事業は林野における松くい虫防除が中盤にかかり、来週後半より鹿児島県において水稲の病害虫防除が始まります。平成 30 年度の事業も、平成 20 年より継続している無事故で終えることが出来まし

た。関係者の皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。本年度度事業においても無事故が継続されるよう、安全運航を徹底していただきたくお願い申し上げます。

無人航空機においては、水稲の除草剤散布が行われ、7月から水稲の病害虫防除が本格的に行われることとなる。前年度事業においてマルチローターによる人身事故が一件発生し、例年と同じように架線等への接触事故が発生した。また、大変残念なことであるが、本年度の事業においてすでに無人ヘリの事故が報告されている。

国土交通省は、無人航空機の急速な普及を踏まえ、無人航空機の事故等を防止し、かつ、 事故が発生した場合に迅速に対応できるよう飛行のルールを強化する必要があるとし、航 空法の改正案を今国会に提出し、今秋に施行を目指すとのことである。無人航空機に対して 社会的関心が非常に高まっており、事故防止に万全の対応を無人航空機関係者にお願い致 します。

昨年、政府の規制改革推進会議から第四次答申が出され、農薬の空中散布へのマルチローターの利用に当たり、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」の廃止に伴う機体・散布装置の性能確認や操縦者散布技能の認定等について、大きなルールの変更がなされようとしております。これに伴い、農林水産省消費・安全局は技術指導指針を廃止し、無人航空機による農薬散布について、農薬の安全使用に関する新たなガイドラインを、マルチローターと無人ヘリコプターとを切り分けて制定するとともに、航空安全に関する事項は別途作成する飛行マニュアル等に記載するとし、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(案)」のパブリップコメントを令和元年5月9日に公示した。

当協会としては、航空法の飛行許可・承認の枠組みの中で、継続して機体等の性能確認、オペレーターの技能認定、飛行の許可・承認の代行申請等を行うべく国土交通省と相談しており、引き続き安全運航と当該「安全ガイドライン」を遵守し、農薬の適正使用を推進するとともに、無人航空機による防除事業関係者団体などと連携を図って対応して行く所存です。 また、平成31年2月22日に農林水産省消費・安全局農産安全管理課長による「農薬の使用方法の表示及び提出を要する試験の取扱いについて」の通知が示された。端的に申し上げると「ラベルの希釈倍数、使用液量を守る限り、動噴やマルチローター(通称、ドローン)、無人へり等で散布するかは農薬使用者の判断に委ねられる」、「ドローン等で散布するため、高濃度への登録変更申請では、薬害試験(ほ場での実施に限らない)のみで可能」となる。

当協会としては、無人航空機で使用できる農薬が増加することを期待しているが、生産者 や消費者等への適切な説明ができるよう、高濃度で空中散布した場合の薬効・作物残留試験 のデーターのみならず、散布周辺環境への影響調査等のデーターを取得しておく仕組み・体 制を、従来通り継続して行く考えである。そのうえで、正しい方法で散布する限り、「食の 安全」の点で問題となることはない旨の資料作成をするとともに、広く情報を提供したいと 考えている。 重ねてのお願いになるが、将来にわたり安定的かつ継続的に農林航空事業を、より推進するための要となるのが、「農薬の適正使用」と「安全運航」である。有人ヘリコプター、無人航空機にかかわらず、今まで以上に意識して「農薬適正使用」と「安全運航」を徹底していただきたい。

本日の総会は、平成30年度事業報告及び財務諸表、併せて内閣府に提出する「公益目的 支出計画実施報告書」について、さらに、令和元年度の会費及び役員報酬の総額について、 ご審議願い、ご承認をいただきたいと考えている。

また、本年は役員の改選期にあたるので、現役員全てが退任し、総会において新たな理事・ 監事の役員選任を行う。さらに、総会を一旦中断し理事会を開催して、会長・常務理事の互 選を行い、再び総会を開催しご報告することになるので、ご審議のほどよろしくお願いしま す。と挨拶された。

来賓挨拶

〇農林水産省消費•安全局松岡謙二植物防疫課長



第117回農林水産航空協会総会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、日頃より植物防疫事業、特に農林水産航空事業の円滑な実施にご支援、ご尽力をいただきこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

最近の農林水産航空事業の情勢についてですが、 航空法改正による枠組みが始まり様々な状況の変 化に対応いただいているところであり、感謝申し 上げます。

先ほど斎藤会長からも話がございましたが、有

人へリについては 10 年間無事故で運用いただいておりますのも皆様の多大な尽力の賜物と考えております。また、一昨年は奄美地方で発生したミカンコミバエの防除にご協力いただき根絶に至ったのも皆様の尽力の結果と考えている。無人へりについても引き続き様々な機会を通じて安全対策に取り組んでいただきますようお願い致します。

政府では、小型無人機について、2022年にはレベル4、有人地帯での目視外飛行を目指すとして、関係府省、民間との連携により必要となる技術開発と環境整備を進めているところです。農林水産分野については、ドローンによる昨年の防除面積が27,000haと一昨年の3倍以上伸びている結果となった。このように新しい技術を導入しスマート農業を推進する必要があるが、農薬使用の安全、航空防除の安全が大前提であると考えており皆様のご協力をいただきたい。

植物検疫については、病害虫のリスク、危険度評価に応じた的確な検疫措置を執ること

としており、訪日外国人の増加、オリンピック、パラリンピックの開催など旅客数、輸入量の増加に対応した検疫措置を講じているところである。2020年は国際植物防疫年であり病害虫の侵入を阻止し、蔓延を防止することの重要性を国際的に啓発することを目的としており、農林水産省としても植物検疫の重要性を国民の皆様に訴えていく重要な機会であり関係機関、民間団体も含め広くご協力をいただきたい。

農業分野の人手不足の解消、効率化の観点からスマート農業を推進するなかで、ドローン等の技術を植物防疫の分野にも取り入れていく必要があるが、安全対策が重要であり、 皆様におかれましても今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げ、私の挨拶とさせて頂きます。と挨拶された。

行政からのお知らせ

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について(平成 29 年度)

令和元年 6 月 7 日 消費 • 安全局

農林水産省は、農薬の適正使用を確認するため、平成 29 年度の国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況について調査しました。その結果、調査した全ての調査農家(477戸)において適正に農薬が使用されていたことがわかりました。また、すべての検体(のべ2,842 検体)について、食品衛生法に基づく残留基準値を超える農薬を含んだ検体はありませんでした。

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要(平成29年度)

1 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2 農薬の使用状況調査

(1)調査方法

平成 29 年度の調査は、穀類、野菜類及び果樹類を生産している農家 477 戸を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)が農薬使用状況等記入簿に基づき、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

(注) 生産者団体等の独自の様式に、農薬の使用状況を記入している農家については、生

産者団体等の帳簿に記載された内容をもとに調査している。

(2)調査結果(概況)(別表1)

調査対象とした 477 戸の農産物販売農家全てで農薬を適正に使用していることが確認された。

3 農薬の残留状況調査

(1)調査方法

ア 試料検体数

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家が生産している農産物のべ 10 品目(米穀、ぶどう、だいこん、さといも、ほうれんそう、みずな、ねぎ、たまねぎ、なす及びさやいんげん)を対象とし、合計 477 検体とした。

イ 試料採取方法

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家から、米穀は、無作為に採取して合成縮分の上1 kg 以上となるよう、その他の農産物は、無作為に5 個以上かつ合計重量が2 kg 以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

(ア) 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。 (イ)分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」 (平成 17 年1月 24 日付け、食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全 部長通知)の別添の第2章(一斉試験法)と第3章(個別試験法)に定められた試験法や精 製溶媒等に一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法については「食品 中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」(平成 19 年 11 月 15 日付け、食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に従い 妥当性を確認した。

工 定量限界

適切な精確さをもって定量できる(具体的な濃度が決められる)濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した(ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定)(別表2)。

才 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組み合わせで添加回収率が適切な範囲(70~120%)にあることを確認した。

(2)調査結果(概況)(別表3及び別表4)

2,842 分析試料検体(のべ検体数)の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 350 検体(のべ検体数)であった。

(注)のべ検体数: 1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。 定量限界以上の農薬が検出された 350 検体(のべ検体数)は、すべて食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく残留基準値以下であった。

詳細については、以下のアドレスからご覧下さい。 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n monitor/h29.html

2. 令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

元消安第912号 元生畜第207号 令和元年6月21日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費·安全局農産安全管理課長 生産局畜産部畜産振興課長

令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

このことについて、別添のとおり、農政局等を通じ、各都道府県に対し通知をしましたので、御理解及び御協力をお願いします。

農政局等あて文書の写し

元消安第912号 元生畜第207号 令和元年6月21日

北海道農政事務所消費・安全部長 生産経営産業部長 各地方農政局消費・安全部長殿 生産部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 あて

> 農林水産省消費·安全局農産安全管理課長 生産局畜産部畜産振興課長

令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」(平成 25 年 5月 30 日付け 25 消安第 785 号消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「調査・報告通知」という。)を発出し、蜜蜂の被害事例のうち、農薬の関与が疑われるものについて、平成 25 年度から平成 27 年度までの3年間、蜜蜂の被害と周辺作物の作付け状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集してきたところであるが、把握された主な事項は以下のとおりである。

- ① 被害の発生は、水稲のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の前から採取した 死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの多くは水稲のカメムシ防除に使用 可能なものであったこと。これらのことから、分析に供した死虫の発生は、水稲のカメムシ防除に使用された殺虫剤に、蜜蜂が直接暴露したことが原因である可能性が高いと考えられること。なお、検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかったこと。
- ② 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であることが確認されたこと。
 - 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・ 巣門の閉鎖(併せて日陰に設置するなどの対応が必要)
- ・農薬の使用の工夫(粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける等) 平成30年度においても、農薬の関与が疑われる被害事例が報告されており、引き続き、 農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各(都道府県)に対し、周 知・指導願いたい。

なお、下記の事項を実施するに当たっては、必要に応じて、消費・安全対策交付金を活用するよう、併せて周知願いたい。

記

(1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有

都道府県の畜産部局及び農薬指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病 害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以 下の事項を周知すること。

- (1) 被害の発生は、水稲のカメムシ防除の時期に多いこと。
- ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稲のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露 すれば、被害が発生する可能性が高いこと。
- ③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。
 - 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - 巣門の閉鎖(1井せて日陰に設置するなどの対応が必要)

・ 農薬の使用の工夫(粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける等)

(2)情報共有の更なる徹底

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝達すること。

(ア) 蜂場の情報関係

- ① 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報(蜂場の場所、 巣箱の設置期間等)を農薬指導部局及び農業団体等に伝えること。 なお、情報共有の推進に当たっては、関連情報を厳格に管理するとともに、 被害の軽減目的のみに使用することについて、養蜂家の理解を得ること。
- ② 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、①で得た情報を蜂場の周辺の水稲農家等に伝えること。

(イ) 水稲の防除に係る情報関係

- ① 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺(蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約2kmの範囲)の水稲のカメムシ防除の時期*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等にできる限り速やかに伝えること(情報は、無人ヘリコプターの空中散布計画や地域の農業団体が作成する防除暦等から得ること)。
 - * 開花期直前〜開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。
- ② 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報をできる限り速やかに養蜂家に伝えること。
- (ウ) 水稲以外の作物の防除に係る情報関係
- ① 都道府県の農薬指導部局は、水稲が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺で栽培される水稲以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。
- ② 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に 伝えること。

(3)被害軽減のための対策の推進

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるために、(1)及び(2)の取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、以下の対策を推進すること。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。
 - 蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所(水田で 囲まれた場所や周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所)に巣箱を設置するこ

とは控えること。

- カメムシ防除を始めとした農薬の散布時、巣箱を農薬が散布される圃場の 周辺から退避させること。
- 農薬が散布されている間、巣門を閉鎖すること(併せて日陰に設置するなどの対応が必要)。
- 日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めること。
- ② 農業団体等の協力を得て、農薬使用農家に対し、以下の指導を行うこと。
 - ・ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守するとともに適時適切な防除を心がけること。
 - ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が鏝も盛んな時間帯(午前8時~↓2時まで)を 避け、可能な限り、早朝又は夕刻に行うこと。
 - 蜜蜂が暴露しにくい形態(粒剤等)の殺虫剤を使用すること。
 - 害虫の発生源になる圃場周辺等の雑草管理については、これまでも栽培管理の一貫として実施されてきたところであるが、蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底すること。
- ③以上のほか、養蜂家と連携しながら、巣箱の移動手段の提供や共同の退避場 所の確保等、地域の実態を考慮した取組を検討し、必要に応じて実施すること。

(4) 対策の有効性の検証等

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、対策の有効性の検証等を行うために 以下の取組を実施すること。

① 対策の有効性の検証

都道府県で行った被害軽減のための対策等については、有効性の検証を行い、 令和元年度実施分について、令和2年3月末日までに、別記様式1により、農 政局等を通じて、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。 なお、報告に際しては別記様式3(写し)を添付すること。

② 被害の迅速かつ正確な把握

管内で蜜蜂の被害が生じた場合には、調査・報告通知の別添「蜜蜂被害事例 調査実施要領」及び別紙1「本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」の 考え方に基づき、別記様式2を用いて、迅速かつ正確に被害の状況を把握する とともに、原因の究明に努め、速やかに農薬対策室あて一報を入れること。

- ③ 被害の報告
 - ②により被害の状況を把握した後、別記様式3により、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。
- ※なお、別記様式は紙面の都合上省略

全農薬ひろば

キキョウ(桔梗、Platycodon grandiflorus)



キキョウはキキョウ科の多年生草本植物で、山野の日当たりの良い所に育つ。日本全土、朝鮮半島、中国、東シベリアに分布する。

和の気品を感じさせる花を咲かせるキキョウですが万葉集のなかでは秋の七草とされている。

実際の開花時期は6月中旬の梅雨頃から始まり、夏を通じて初秋の9月頃までである。つぼみの状態では花びら同士が風船のようにぴたりとつながっている。そのため "balloon flower" という英名を持つ。

キキョウの花は、つぼみが徐々に緑から青紫にかわり裂けて星型の花を咲かせる。園芸品種には白色やピンク色の花をつけるものや、鉢植え向きの草丈が低いもの、二重咲きになる品種やつぼみの状態のままほとんど開かないもの等がある。 また、キキョウの根はサポニンを多く含むことから鎮咳去痰作用や整腸作用があり、生薬(桔梗根)として利用される一方、サポニンは昆虫にとっては有毒なため、虫からの食害から自らを守る防御機能となり害虫から実を守っている。

生薬としては、根が太く、内部が充実し、えぐ味の強いものが良品とされている。 近年、元号「令和」関連で万葉集ブームと言われているが、この万葉集で謳われている「あ さがお」は、桔梗と解釈されている。

参考:「朝顔は 朝露負ひて 咲くといへど 夕影にこそ 咲きまさりけれ」作者未詳 現代語訳:朝顔(桔梗)は朝露を受けて咲くというけれども、夕方の光の中でこそ、なお 一層その美しさが際立つものなのですね。



学名の Platycodon grandiflorum (プラティコ ドン グランディフロラム) の意味は、属名のプ ラティコドンはギリシャ語の「platys (広い) + codon (鐘)」で、種小名の grandiflorum は 大き い花の意味を持つ。つまり、「広い鐘」という意味 で、釣り鐘のような形の花を咲かせるところに由 来している。(文責: M)

撮影日:6月25日(火)

撮影場所:東京都文京区本郷3丁目 順天堂大学病院前

花言葉:気品